

使用済み小型家電の収集をします

日時: 7月30日(金) 午後1時から午後5時まで
7月31日(土) 午前9時から午後1時まで

場所: ニセコ町重輜車庫
(字有島 ニセコ歯科さん向い)

ご家庭で不用になった小型家電(電気や電池で動く製品)がありましたら、7月30日(金)か31日(土)に、ニセコ町重輜車庫(ニセコ歯科さん向い)にお持込ください。

(高齢者等で収集場所まで持ち込みできない方は、29日(木)に収集に伺いますので、お早めに役場町民生活課までご連絡ください)

※町外の方、店舗や事務所、事業所からの小型家電は収集できません。

○収集できるもの

(個人情報が含まれるものは、データを必ず消去してください)

- ・携帯電話・電話機・ラジオ・デジタルカメラ・時計・ビデオデッキ
- ・DVDプレーヤー・音響機器・扇風機・ゲーム機・ノートパソコン
- ・電気カミソリ・炊飯器・電子レンジ・掃除機
- ・パソコン本体(ディスプレイ以外) など

×次のものは収集できませんので、ご注意ください!!

- ・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫
 - ・電気毛布・電気カーペット
 - ・パソコンディスプレイ(液晶、ブラウン管) など
- 詳しくは、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先: 役場町民生活課生活環境係(松澤・高田まで)
電話 0136-44-2121

収集できるもの

- ・電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- ・携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- ・ラジオ受信機及びテレビジョン受信機
※家電リサイクル法に掲げられたテレビジョン受信機を除く
- ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具
- ・デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- ・パーソナルコンピュータ(ディスプレイ以外)
- ・磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- ・プリンターその他の印刷装置
- ・電子書籍端末
- ・電動ミシン
- ・電動グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
※充電用バッテリーは回収できません
- ・電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- ・ヘルスメーターその他の計量用または測定用の電気機械器具
- ・電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- ・ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
※家電リサイクル法に掲げられた電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く
- ・扇風機、電気除湿機(フロン含有除く)その他の空調用電気機械器具
※家電リサイクル法に掲げられたユニット型エアコンディショナーを除く
- ・電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用または衛生用の電気機械器具
※家電リサイクル法に掲げられた電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く
- ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- ・ヘアドライヤー、電気カミソリその他の理容用電気機械器具
- ・電気マッサージ器(小型のもの)
- ・電気草刈機その他の園芸用電気機械器具
- ・蛍光灯器具その他の電気照明器具(蛍光灯、電球を除く)
- ・電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器
- ・ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
- ・上記小型家電の付属品(ACアダプター、ケーブル等)



電池(乾電池、ボタン電池)・バッテリーで作動する小型家電に関しては、電池・バッテリーを外していただくようお願いいたします。運搬中の火災を防ぐためです。

外箱や梱包材など小型家電に該当しないものは回収できません。
小型家電のみを持ち込んでいただくか、運んできたときに使用した外箱や梱包材などはお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

収集できないもの

- ・家電リサイクル法対象機器
※液晶テレビ・プラズマテレビ・ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ・各種記録媒体
※ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなど
- ・各種電池、バッテリー、蛍光灯、電球
※小型家電の中にある場合は取り除いてください
- ・店舗や事務所など事業所から排出される小型電子、電気機器
- ・その他小型電子、電気機器ではないもの
- ・CRTモニター及び液晶モニター
- ・除湿機(フロン含有)
※フロンの有無に関してのご質問は家電販売店・メーカーにお問い合わせ下さい。
- ・こたつ・スピーカー等の木を一部使った小型家電
- ・電気毛布、電気カーペット等の布製の小型家電

